

	質問	答え
2024/4/10	<p>43号市庁舎管理業務委託において、再委託など他の企業に一部業務を委ねる形をとっても大丈夫か。</p> <p>また、他の2つ（44号・45号）についても同様か</p>	<p>43号「市庁舎管理業務委託」については業務内容が多岐に渡るため、「協力企業」として一部の業務を委ねることは可能です。その場合は、参加の申込書類の「協力企業一覧」の該当する業務に協力企業名をご記入ください。</p> <p>なお、44号「男女共生センターローズWAM総合管理業務委託」、45号「茨木市立生涯学習センター、中央図書館、水尾及び庄栄図書館管理業務委託」については基本的に、契約業者1者ですべての業務を担っていただく前提で考えております。</p>
2024/4/11	<p>43号 市庁舎管理業務委託について、参加の申込書類の中で「警備業法第5条第2項の認定証の写し（大阪府の区域外に主たる事業所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）」とあるが、令和6年4月1日付での警備業法の改正に伴い、認定証を破棄したので提出できない。</p> <p>どのように対応したらよいか</p>	<p>以下のいずれかの書類のご提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブページに掲載されている警備業法に係る「標識」を印刷したもの ・主たる営業所に掲載されている警備業法に係る「標識」の写真 ・有効期限内の認定証の写し